

## 知的財産プロデューサー採用基準

平成31年2月  
一般社団法人 発明推進協会

知的財産マネジメントの専門家（以下「知的財産プロデューサー」という。）を公的資金が投入された革新的な成果が期待される研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に派遣することを通じて、当該研究開発プロジェクトの研究の初期段階より知財の視点から成果の活用を見据えた戦略の策定や研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援することにより、我が国のイノベーションの促進に寄与するという「知的財産プロデューサー派遣事業」の目的に鑑み、知的財産プロデューサーの採用基準を以下に定める。

### [採用基準]

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、派遣先研究開発機関等のニーズに適した人材を採用する。

#### 1. 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等（以下「知財管理部門等」という。）のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。
- ② 知財管理部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験を有し、知財管理部門等における人材育成能力を備えていること。
- ③ プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、研究成果の活用を見据えた知的財産戦略のプランニングができること。
- ④ 研究開発機関等の研究成果をベンチャービジネス化した経験を有すること。

#### 2. 任意要件

- ① 企業において事業化や研究開発のプロジェクト立ち上げの経験を有すること。
- ② 企業等において、国際標準化業務の経験を有すること。
- ③ 企業等において、国際的なライセンス業務の経験を有すること。
- ④ 大学院等において、事業戦略や知的財産戦略に関する知識の体系的な獲得経験を有すること。
- ⑤ 大学、公的研究機関において知的財産管理部門での業務経験を有すること。
- ⑥ 大学、公的研究機関との間での共同研究・委託研究の推進など、産学官連携についての実務経験を有すること。
- ⑦ 複数企業又は複数大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑧ プロジェクト等における知的財産戦略策定支援についての情熱と、プロジェクト構成員の多様性に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。